



案第 八 号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第五条関係）」に、同表中

休憩使用料 一人一回当り（最低使用料）は	宿泊使用料 一人一泊当り	入浴使用料 午後五時以降一人一回当り
〇円	1円	大人50円
(三〇七〇〇)	四〇〇	小中学生 三〇円
一五〇	1	乳幼児 二〇円
(一〇〇〇〇〇)	八〇〇	
二〇〇	1	
(一〇〇〇〇〇)		
(一〇〇〇〇〇)	一〇〇〇	

を

休憩使用料	宿泊使用料	入場料
一人一回当りの最低使用料は 〇円	一人一泊当り 一円	午後五時以降一人
(三〇七〇〇)	四〇〇	大人五〇円
二〇〇	一	小中三〇円
(一三三〇〇)	一〇〇〇	乳幼児二〇円
三〇〇	一	
(一四三〇〇)	一三〇〇	

尚表備考欄中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。